

士幌町通学路安全推進会議設置要綱

(設置)

第1条 通学路の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進するため、士幌町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 士幌町通学路安全プログラムの作成及び推進に関すること。
- (2) 通学路の合同点検、対策内容の検討及び対策の実施に関すること。
- (3) 通学路の安全推進に関する方針の策定及び公表に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (5) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる関係機関をもって組織する。

- (1) 北海道開発局帯広開発建設部帯広道路事務所
- (2) 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課
- (3) 北海道釧路方面帯広警察署
- (4) 士幌町校長会
- (5) 士幌町建設課
- (6) 士幌町町民課
- (7) 士幌町教育委員会（事務局）

2 推進会議には会長を置き、会長には士幌町教育委員会教育長をこれに充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じ、学識経験者又は学校関係者等を会議に出席させ、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、士幌町教育委員会教育課学校教育係において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する必要な事項は、推進会議において決定する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。